

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
和泊町	移住体験	和泊町定住促進住宅(しま暮らし体験住宅) 【体験型】	★ 和泊町では、Uターン者向けに、まずは、短期滞在を勤めており、1年未満滞在できる「和泊町定住促進住宅」を4戸設置しています。 <家賃> 月額2万円 <敷金> 家賃2月分に相当する金額 <入居期間> 1年未満 <入居要件> ・和泊町に永く居住する意思をもって町外から転入しようとする者であること。 ・自ら居住するための住宅を必要とする者若しくは自ら居住するための住宅を必要とする者のうち現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下「同居親族」という。)がある者であること。 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条第6号)に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。 ・同居親族が暴力団員でないこと。 ・税を滞納していないこと。
和泊町	住宅	空き家バンク	★ 賃貸・売却を希望する空き家等の所有者から、対象物件の情報を基に町が物件を登録し、和泊町で住宅等をお探しの方に情報を提供するための制度です。 条件や対象はありません。
和泊町	住宅	和泊町定住促進住宅用地の貸付及び譲渡	★ 和泊町定住促進住宅用地は、定住促進や地域活性化のため、また、町有地の有効活用という視点で、遊休町有地を住宅用地として定住希望者に一定期間貸し付け、その貸付期間の経過後、借受者に土地を無償譲渡等するものです。 【貸付期間及び譲渡】 定住促進住宅用地の貸付期間は15年とし、この期間が経過した後、借受人に無償で譲渡することとします。 【貸付対象者】 定住促進住宅用地に永住することを前提として、町外から和泊町に住所を移すことができる者又は過去10年以内に和泊町に転入し居住した者 年間所得が120万円以上ある者 賃貸借契約締結の日から3年以内に居住用の住宅の建築に着手することが確約できる者 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者 前各号に規定するもののほか、町長が必要と認める基準に該当する者
和泊町	移住体験	移住体験ツアー	★ 沖永良部移住体験ツアー 開催期間 11月頃(予定) R2年度はオンライン移住ツアーを予定 詳細は奄美群島への移住支援サイト「ねりやかなや」 http://www.neriyakanaya.jp/
和泊町	移住体験	フリー滞在プログラム	★ 沖永良部フリー滞在プログラム 開催期間 2020/4/1～2021/3/31 詳細は奄美群島への移住支援サイト「ねりやかなや」 http://www.neriyakanaya.jp/
和泊町	住宅	和泊町空き家活用促進事業補助金	★ <目的> 空き家の有効活用を通して、町内への移住及び定住、産業振興、観光開発、交流促進等による地域の活性化等を図る。 <事業内容> 空き家バンクに登録された物件を所有者又は購入者若しくは賃借者が行う当該物件の改修に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 <補助金の額> 補助対象事業に要した経費の3分の2とし、200万円を限度とする。